

## 滋慶医療科学大学院大学 ハラスメント防止規程

### (目的)

第1条 この規程は、滋慶医療科学大学院大学（以下「本学」という。）におけるハラスメントの防止及びハラスメントに起因する問題が生じた場合の対応（以下「ハラスメントの防止等」という。）に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義)

第2条 この規程において「ハラスメント」とは、学内及び学外において行われる次の各号に掲げる行為をいう。

- (1) セクシュアル・ハラスメント 教職員及び学生が、教育研究又は勤務における関係を利用して、他の者に対し、性的な発言、行為等によって不快感又は不利益を与えることをいう。
- (2) アカデミック・ハラスメント 教育研究の場における優越した立場にある者が、その地位を利用して、下位にある者に対し、不適切で不当な発言、行為等によって身体的又は精神的な苦痛を与えることをいう。
- (3) パワー・ハラスメント 勤務の場における優越した立場にある者が、その地位を利用して、下位にある者に対し、不適切で不当な発言、行為等によって身体的又は精神的な苦痛を与えることをいう。
- (4) モラル・ハラスメント 教職員及び学生が、教育研究又は勤務における関係を利用して、他の者に対し、不適切で不当な発言、行為等によって人格又は尊厳を傷つけたり、身体的又は精神的な苦痛を与えることをいう。

2 この規程において、「ハラスメントに起因する問題」とは、ハラスメントのため教育研究環境又は勤務環境が害されること並びにハラスメントへの対応に起因してその教育研究条件又は勤務条件につき不利益を受けることをいう。

### (学長の責務)

第3条 学長は、本学におけるハラスメントの防止等に関し総括するものとする。

### (教職員及び学生の責務)

第4条 教職員及び学生は、ハラスメントのない健全で快適な教育研究環境及び勤務環境を維持することに努めなければならない。

2 職員を監督する地位にある者は、良好な教育研究環境及び勤務環境を確保するため、日常の執務を通じた指導等によりハラスメントの防止に努めなければならない。

### (委員会)

第5条 ハラスメントの防止等については、人権問題及びハラスメント防止委員会（以下「委員会」という。）において行うものとする。

2 委員会は、次の各号に掲げる事項を行うものとする。

- (1) ハラスメント防止のための啓発活動の企画及び実施
- (2) 苦情相談に係る事実関係の調査
- (3) 苦情相談に係る対処方針の検討

- (4) 再発防止策の検討
- (5) その他委員会が必要と認める事項

3 委員会は、前項各号に掲げる事項を行ったときは、その内容を学長に報告するものとする。

(相談員)

第6条 本学に、ハラスメントに関する苦情の申出及び相談（以下「苦情相談」という。）に対応するため、ハラスメント相談員（以下「相談員」という。）を置く。

2 相談員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 大学院の教員の中から学長の指名する者 各2名
- (2) 事務部長
- (3) その他学長が必要と認める者

3 相談員は、学長が委嘱する。

4 苦情相談を受けるに当たっては、原則として複数の相談員で対応しなければならない。

5 苦情相談を受けるに当たっては、苦情相談を行う者と同性の相談員が同席するよう努めなければならない。

6 相談員は、苦情相談に係る具体的事項を委員会に報告しなければならない。

(措置)

第7条 学長は、委員会の報告に基づき、必要があると認める場合は、苦情相談を行った者の教育研究環境及び勤務環境の改善等の措置を速やかに行うものとする。

2 学長は、委員会の報告に基づき、必要があると認める場合は、ハラスメントに該当する行為を行ったと認められる者に対して、所定の手続きを経た上で、懲戒処分その他の措置を行うものとする。

(プライバシー等の保護)

第8条 ハラスメントに起因する問題への対応に当たっては、当事者及びその他の関係者等から公正な事情聴取を行うものとし、事情聴取対象者のプライバシーや名誉その他人権に十分配慮しなければならない。

2 相談員及びハラスメントに起因する問題の対応に関わる者は、その任務遂行にあたって知り得た秘密を漏らしてはならない。また、任務を退いた後も同様とする。

(不利益取扱いの禁止)

第9条 ハラスメントに関する苦情の申出、当該苦情に係る調査への協力その他ハラスメントに関し正当な対応をした学生又は職員に対し、そのことをもって不利益な取扱いをしてはならない。

(事務)

第10条 委員会及びハラスメントの防止等に関する事務は、大学院事務部が行う。

## 附 則

- 1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 この規程は、平成25年9月11日から改正施行する。